

奨学金制度の 今後のあり方について

教育委員会 学校教育課

1-1 現状（制度概要）

【事業開始】 昭和39年4月1日

【事業目的】 修学的能力があるにもかかわらず、経済的理由で大学(当初は高校も対象、平成23年度から除外。)への就学が困難な者に対し奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。

【事業内容】

区分	貸付額	利子	募集人員
県内大学	20,000円/月	なし	20人以内
県外大学	30,000円/月		

貸付期間：在籍する大学の正規の最短修業期間

返還期間：卒業後12年以内

1-2 現状（利用者推移）

- ・ 国によるH29からの給付型奨学金事業の導入、R2からの高等教育の修学支援制度の施行（大学無償化）により、申請件数が減少。
- ・ R6からの日本学生支援機構の奨学金制度拡充後、申請は1件に。

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	申込	10	9	17	25	16	23
	貸付	10	9	16	20	16	20

▲ [市]対象から高校生を除外(H22～の高校無償化、県給付型奨学金、H22申請0件が理由)

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
9	12	5	3	4	6	4	1
9	12	5	3	4	6	4	1

▲ [国]給付型奨学金事業導入

▲ [国]高等教育の修学支援制度施行
(大学無償化)

▲ [国]奨学金
制度拡充

2 制度見直しの必要性

- 国における平成29年度からの給付型奨学金事業の導入、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の創設(大学無償化)を背景に、近年における本市奨学金の申込件数は減少。
- 令和5年度決算概要聴取(令和6年7月12日実施)において代表監査委員から「応募者が減少している本事業を特別会計として残しておく必要性を感じられない。他の手段による方法、方向性も含めて今後検討すべき」との指摘あり。
- 他都市においては、制度廃止や、貸付型から給付型への転換、移住・定住促進等、多様な目的をもつ奨学金や奨学金償還支援事業等に取り組む事例が増加。

3-1 進学に要する経費と支援 (入学前に必要な費用)



※なお、上記の各費目の平均額を合計したものと、合計の平均額は一致しない。出典：全国大学生活協同組合連合会「2023年度保護者に関く新入生調査」

① 国の教育ローン (日本政策金融公庫)	
金額	350万円まで(学生一人あたり)
対象	世帯年収の制限あり(子どもの人数に応じて幅広く対応)
利子	年2.25%(固定金利)(2023年10月現在)
留意点	・国の奨学金(入学後に支給スタート)と併用可 ・受験前から申込み可

「① 国の教育ローン」を申し込んだけれど、借りられなかった人が「② 入学時特別増額貸与奨学金」の対象になります。

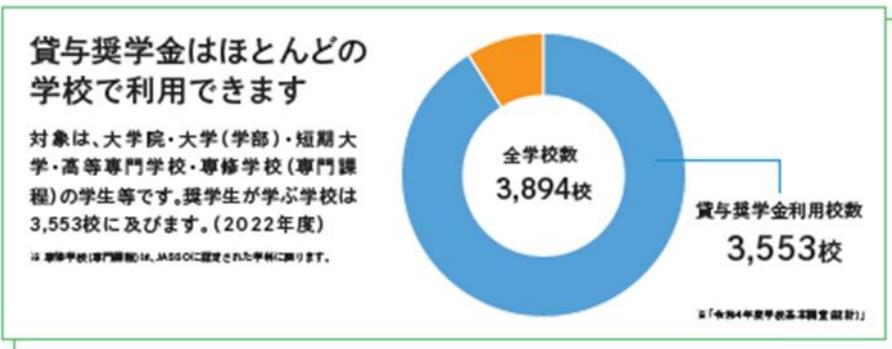
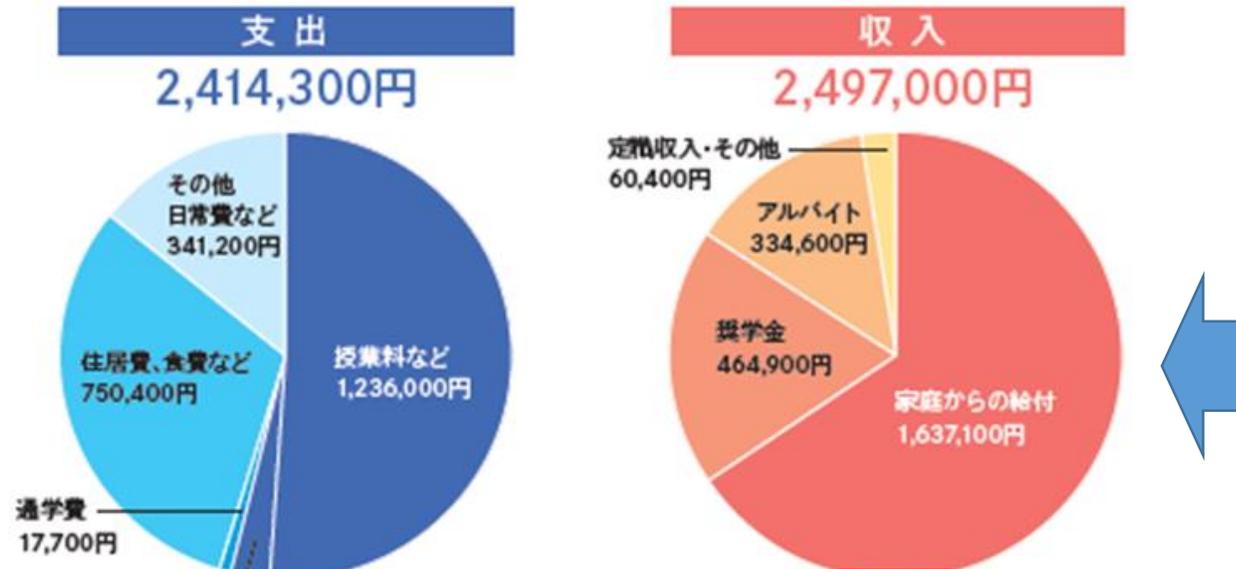
② 入学時特別増額貸与奨学金 (日本学生支援機構)	
金額	10万円～50万円(10万円単位)から選択
時期	入学後、初回の第一種又は第二種奨学金とともに振り込まれる
対象	日本学生支援機構が行う国の奨学金(貸与型/第一種、第二種)の申込者で以下を満たす人 ・上記「① 国の教育ローン」を利用できなかった(所定の書類を提出) ・世帯の収入が一定水準以下
利子	申込み時に利率を「固定」か「見直し」か、いずれかの方式を選択(第二種奨学金の利率に0.2%を加えた率)
留意点	・入学前の振込みではない(入学後、初回の奨学金とともに振り込まれる) ・国の奨学金(貸与型)とセットで利用(単独では利用できない) ・労働金庫の「入学時必要資金融資制度」と併せて使えば、入学前に資金が得られます。

③ 生活福祉資金貸付制度 (市区町村の社会福祉協議会が窓口)	
限度額	① 教育支援費 <短大> 月額60,000円以内 <大学> 月額65,000円以内 ② 就学支度費 500,000円以内
期間	必要な時期に利用可能 据置期間：卒業後6ヵ月以内 償還期間：据置期間経過後20年以内
対象	低所得世帯
利子	無利子

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 (市区町村の福祉担当窓口)	
限度額	① 修学資金(私立・自宅外通学の場合) <短大> 月額131,000円以内 <大学> 月額146,000円以内 <専修学校(専門課程)> 月額126,500円以内 ② 就学支度資金 <国公立大学・短大等> 420,000円以内 <私立大学・短大等> 590,000円以内
期間	据置期間：卒業後6ヵ月 償還期間：就学20年以内
対象	・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童、寡婦が扶養する子
利子	無利子

3-2 進学に要する経費と支援 (在学中の平均的収支)

私立大学にひとり暮らしをして通う場合(年間)



奨学金

学生本人に給付or貸与される

学力と家計などを基準に審査

入学前 → **在学中** → **卒業後**

- 入学前は振込みされない。
- 入学してから月々振込される。
- 「利子付き」(第二種)でも教育ローンより低い利率で借りられる。

給付奨学金の場合

- 退学処分を受けた場合等、返還が必要。

貸与奨学金の場合

- 借りた場合は、卒業後に返還。

※貸付は原則、毎月11日(ただし、4月は21日、5月は16日)、振込日が土曜、日曜、祝日に当たるときは、金融機関の休日の前営業日となります。
 ※貸与はとして募集された後も、学修状況や成績状況について、学校が定期的にJASSOに報告し、奨学金継続の可否を認定します(通称認定)。

教育ローン

保護者等が国や金融機関から借りる

保護者等の収入などを基準に審査

入学前 → **在学中** → **卒業後**

- 入学前からまとまった金額を一括で借りられる。
- 奨励の願書を出すときに申し込む。
- 在学中も借りられる。
- 借りた翌月から返済しなければならない。

授業料等減免制度

入学金や授業料を払わなくてもいいなど、負担を軽減

学校が学費を免除する等

払 or **払**

- 学費を全額免除(払わなくてよい)、または一部免除(負担を少なくする)する制度です。
- 給付奨学金とセットで、授業料や入学金を免除する制度です。
- 学校独自の制度がある場合もあります。
- 学校によっては入学金を支払ったあと、返還することもあります。

4 国の制度



2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

&



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるように、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

※支援額は単位未満を四捨五入しています。



進学資金
シミュレーター



自分の支援の
対象になるの
調べてみよう。

年収
目安 ※1

～約270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～約300万円
〈第Ⅱ区分〉

～約380万円
〈第Ⅲ区分〉

～約600万円
〈第Ⅳ区分〉

（※1）年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります。
（※2）多子世帯は扶養する子供が3人以上いる世帯となります。

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額） （住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分	学校種別	給付型奨学金の支給額（年額）	
		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

※支援額は単位未満を四捨五入しています。



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額） （住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

学校種別	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。

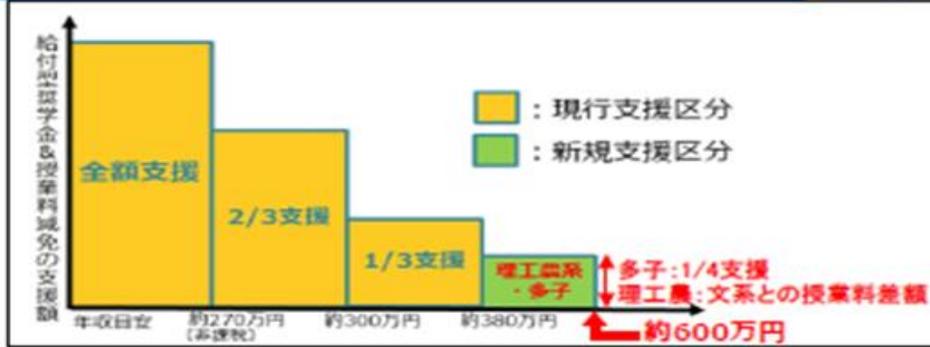


「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

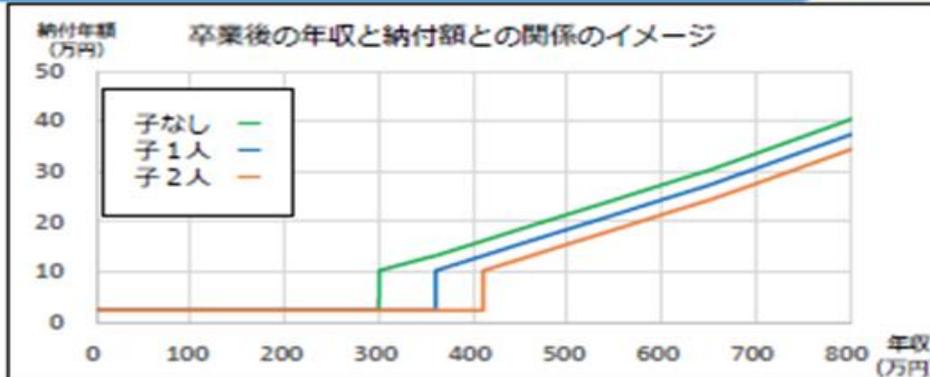
<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
 こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引き上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！



開始時期

令和7年度～(入学生・在学学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

支援対象

子ども3人以上の世帯

減額支援

授業料70万・入学金26万

(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

所得制限

所得制限なし

学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

チェック

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象

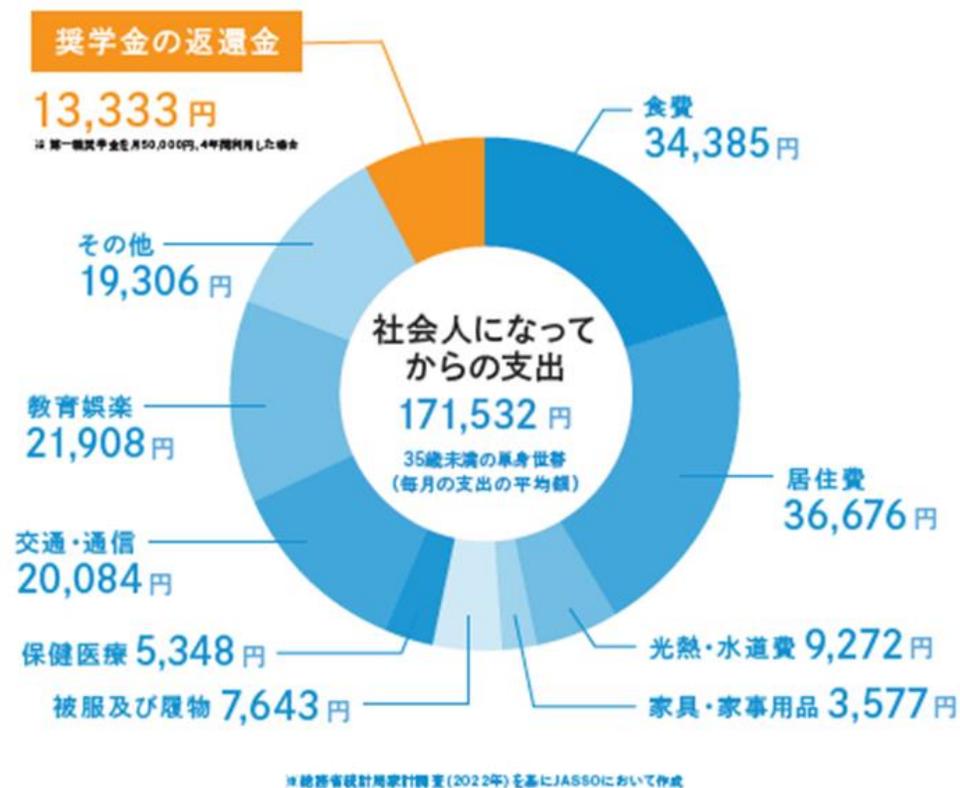


- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

5-1 返済の負担（本市制度と奨学生との状況）

【本市奨学金制度における返済額の目安】

区分	奨学金貸与額（12年払の場合の返済必要額）
県内大学(4年制)	総額 960,000円（年額80,000円・月額約6,700円）
県外大学(4年制)	総額1,440,000円（年額120,000円・月額10,000円）



【延滞理由】（R3日本学生支援機構調）

順位	理由	割合
1	本人の低所得	63.8%
2	奨学金の延滞額の増加	36.7%
3	本人の借入金の返済	30.7%
4	失業中	26.0%
5	本人親への経済支援	19.1%
6	本人の病気・ケガ	16.0%
7	返済者である親の経済困難	15.4%

5-2 返済の負担（奨学生の場合）

◆ 奨学生本人の職業は、延滞者よりも無延滞者の方が安定した就業状況にある。

【奨学生の卒業後の職業】（R3日本学生支援機構調） (%)

	正規	非正規	自営	学生	専業主婦(夫)	無職(失業中)
延滞者	39.9	29.9	7.6	0.4	3.3	15.7
無延滞者	74.5	13.2	2.9	1.1	3.9	2.9

【奨学生本人の年収】（R3日本学生支援機構調） (%)

	0～300万円以下	300万円超～400万円以下	400万円超～500万円以下
延滞者	68.2	14.3	6.0
無延滞者	42.9	20.9	14.2
	500万円超～600万円以下	600万円超～700万円以下	700万円超
延滞者	3.9	1.9	1.9
無延滞者	9.0	3.8	6.6

5-3 返済の負担 (奨学金の返還支援制度)

徳島県奨学金返還支援制度

【事業目的】

若者の県内就業の促進と産業人材の確保

【助成方法】

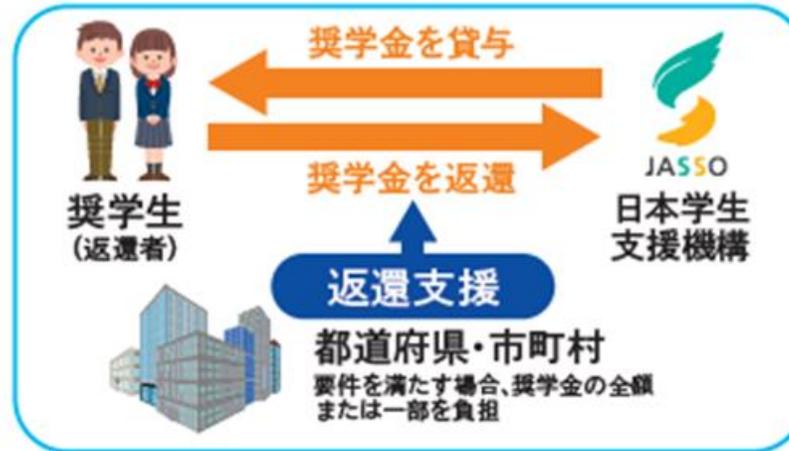
大学卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、補助金を交付。

【助成額】

借受金額の1/2
(上限1,000千円)

地方創生による奨学金返還支援制度

地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方の奨学金返還を支援する仕組みが設けられています。



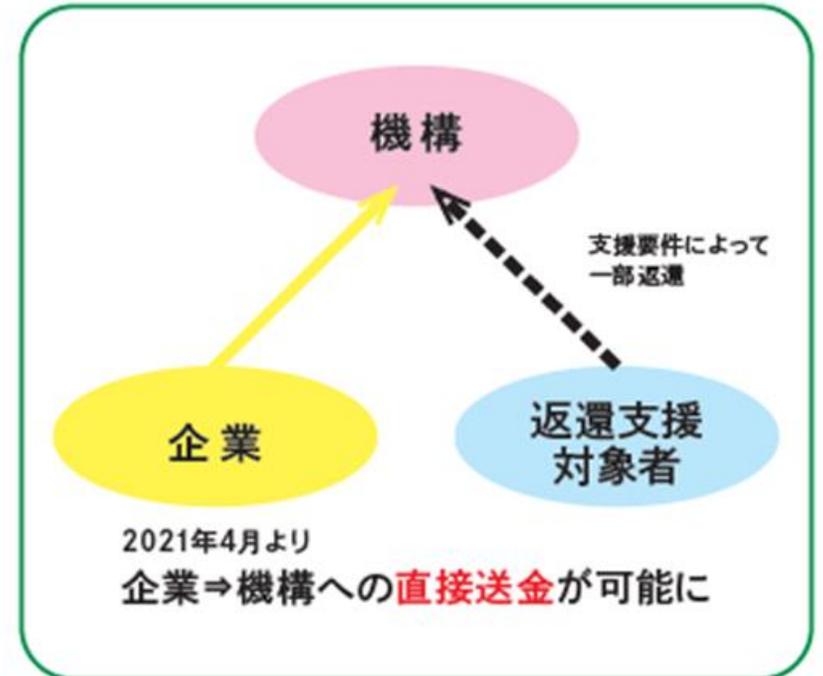
地方公共団体の奨学金制度について、JASSOのホームページ内「奨学金チャットボット」において情報を提供しています。

<奨学金チャットボット>
<https://bot.talkappi.com/bot?id=jasso>



企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、社員に対し、返還額の一部又は全額を支援する制度があります。



出典：独立行政法人 日本学生支援機構「高校教員向け「進学マネー・ハンドブック」

6-1 他都市の状況（県内）

団体	奨学金制度（◆）、返還支援制度（◇）の実施状況
徳島県	◆貸与型（高校生対象、経済的修学困難、貸付額18,000～35,000円/月、無利子、併用不可） ◆給付型（高校生対象、生活保護又は非課税世帯、32,300～152,000円/年、毎年申請必要） ◇県内事業所に3年以上就業した者、借受金額の1/2（上限100万円）を5年に分けて補助
徳島市	◆貸与型（大学生対象、経済的修学困難、支給額20,000～30,000円/月、無利子）
鳴門市	◆給付型（中学3年生対象、生活保護又は就学援助対象世帯、高校入学準備金10万円）
小松島市	◆給付型（高校生対象、経済的修学困難、支給額5,000円/月＋大学入学準備金10万円）
阿南市	◆貸与型（高校生・大学生対象、経済的修学困難、貸付額10,000～60,000円/月、無利子） ◇市内に1年以上居住する者、該当年度の償還額の1/2を補助、毎年申請必要
吉野川市	◆貸与型（大学生対象、経済的修学困難、貸付額20,000～25,000円/月、無利子）
阿波市	◆貸与型（高校生・大学生対象、経済的修学困難、貸付額9,000～25,000円/月、無利子） ◇市内に5年以上居住する被雇用者等、年間返還額の2/3～全額(上限20万円)を補助、5年間
美馬市	◇UIターン移住者、年間返還額の1/3(上限20万円)を補助、対象期間は5年間
三好市	◆貸与型（高校生・大学生対象、経済的修学困難、貸付額6,000～64,000円/月、無利子） ◇市内に1年以上居住する者、借受金額の1/10を補助、毎年申請必要、最長10年間

6-2 他都市の状況（四国県都）

団体		徳島市	高松市	松山市	高知市
奨学金制度	貸与型	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生対象 ・経済的修学困難 ・2万～3万円/月 ・無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生対象 ・入学準備金調達困難 ・国公立10万、私立25万/1人1回 ・無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生対象 ・経済的修学困難 ・入学支度金30～50万円 ・3万～5万円/月 ・無利子(併用不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生対象 ・経済的修学困難 ・入学支度金10万～20万円 ・2万～3万円/月 ・無利子
	給付型		<ul style="list-style-type: none"> ・高校生対象 ・経済的修学困難 ・全体評定3.5以上 ・9,000円/月 		
返還支援制度			<ul style="list-style-type: none"> ・UIターンかつ市内中小企業被雇用者(5年居住予定) ・返還額の1/2・3年(年上限20万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・父母35歳以下の出産世帯等(1年居住予定) ・子1歳になるまで ・父母各々20万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学新卒又は県外住35歳以下、県内正規雇用で市内住(6年予定) ・返還額の3/3・6年(年上限45万円)

6-3 他都市の状況（その他の都市）

【奨学金制度を廃止】

〈大学生対象〉

- ・岡山県高梁市(貸)、三重県名張市(貸)(R6.4)
- ・兵庫県川西市(貸)(R5.4)

〈高校生対象〉

- ・兵庫県明石市(貸)、大阪府門真市(給)(R3.4)
※明石市は廃止前年度から
中学生対象の高校進学支援金の給付を開始。
- ・兵庫県小野市(給)(R2.4)

【制度内容の見直し】

- ・太田市…高校・大学生の貸与型奨学金を廃止し、
(R7～) 大学生への給付型奨学金を創設
- ・足立区…大学生の貸与型奨学金を廃止し、
(R4～) 大学生への給付型奨学金を新設
- ・長崎市…大学生の貸与型奨学金を廃止し、
(H30.4) 高校入学支度金の給付型奨学金を創設
- ・石狩市…大学生の給付型奨学金を廃止し、
(H27.4) 高校生への給付型奨学金を充実

【多様な目的を有する奨学金返還支援制度】

【移住・定住促進】 R5.6時点国調

- ・全国市区町村における実施状況
717団体/1,741団体(41.2%)
- ・県庁所在市における実施状況
21市/46市(45.7%)

【人材確保】

- ・中小企業…金沢市、高松市 他
- ・保育士…鹿児島市、大津市 他
- ・介護・障害福祉分野…
名古屋市、盛岡市、明石市他

【子育て支援】

- ・愛媛県全域(縣市連携)
…出産世帯の返還支援
- ・宇治市、姫路市
…子育て世帯優先、
ライフイベント加算あり

7 検討の視点

【現状まとめ】

- ・ 国による高等教育の修学支援制度等は拡充の方向性➡ニーズ低下見込
- ・ 県内では高校生対象の事業が多く、給付型・貸与型が混在
- ・ 四国県都では入学支度金を貸し付けるケースが多い
- ・ 定住促進等を目的とした奨学金返還支援制度を実施する団体が増加

【見直しの方向性】

- ① 現制度の廃止（廃止とする際の条件設定を行う。例：2年連続申請0）
- ② 制度内容の変更（大学生➡高校生、貸付➡給付、入学支度金等）
- ③ 別途制度を創設（本市課題に対応した目的を有する新制度の創設）